

平成30年度税制改正大綱～法人税～

平成30年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、法人税の改正の概要についてお知らせいたします。

企業が自己の収益を生産性向上のために設備投資や人材投資に振り向け、持続的な賃上げが可能となる環境を作り出すよう促すため、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講ずる。

1 所得拡大促進税制の改組

- 大企業に対し、生産性向上のための国内設備投資や人材投資、持続的な賃上げを促す観点から、十分な賃上げや設備投資を行った企業について、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講ずる（3年間の措置）
- リカレント教育等人材投資を増加した大企業に対しては、税額控除率を上乗せ。

賃上げ及び投資の促進に係る税制

【要件】①賃金：賃金引上げ率対前年度3%以上 ②投資：国内投資が当期の減価償却の9割以上 ③教育訓練：教育訓練費が前2期平均の1.2倍以上

【税額控除】・①及び②を満たした場合：賃上げ額の15%の税額控除

・①、②及び③を満たした場合：賃上げ額の20%の税額控除（控除上限：法人税額の20%≒税負担換算：▲5%程度）

雇用者給与等支給額増加した場合の税額控除制度を改組し、青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、給与等支給増加額の20%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする

- ① 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が3%以上であること。
- ② 国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること。

(注1) 設立事業年度は対象外とする。

(注2) 上記の「給与等支給増加額」とは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいう。ただし、改組後の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、現行と同様の調整を行う。

(注3) 上記の「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるための費用で次のものをいい、上記の「比較教育訓練費の額」とは、前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均額をいう。

- イ その法人が教育訓練等（教育・訓練・研修・講習その他これらに類するものをいう。）を自ら行う場合の外部講師謝金・外部施設等使用料等の費用
- ロ 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費
- ハ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

(注4) 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額については、計算の基礎となる継続雇用者の範囲を見直し、当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のものとするほか、所要の措置を講ずる。

なお、計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には、上記①の要件は満たさないものとする。

(注5) 上記の「国内設備投資額」とは、法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額をいい、上記の「減価償却費の総額」とは、その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）をいう。

2 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

●企業の内外におけるデータを連携・高度活用すること等により生産性の向上を図る等、「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資の促進に係る税制（特別償却又は税額控除）を創設する。（3年間の措置）

情報連携投資の促進に係る税制

【要件】①投資：データ連携・高度活用など、質の高い投資 ②賃金：賃金引上げ率対前年度3%以上

【税額控除】（※特別償却（投資額の30%）との選択適用）・投資額の5%の税額控除（控除上限：法人税額の20%≒税負担換算：▲5%程度）

※②の要件を満たさない企業でも投資額の3%を税額控除（控除上限：法人税額の15%）

生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の革新的データ活用計画（仮称）の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の場合において、情報連携活用設備の取得等をして、その事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の5%（上記（1）①の要件を満たさない場合には、3%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%（上記（1）①の要件を満たさない場合には、15%）を上限とする（所得税についても同様とする。）。

(注1) 上記の「一定の場合」とは、その新設又は増設をしたソフトウェアの取得価額の合計額（そのソフトウェアとともに取得又は製作した機械装置又は器具備品がある場合には、これらの取得価額の合計額を含む。）が5,000万円以上の場合をいう。

(注2) 上記の「情報連携活用設備」とは、上記（注1）のソフトウェア、機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除く。なお、機械装置は、データ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの又はデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示を受けるものに限る。

(注3) 上記の「データ連携・利活用」とは、革新的データ活用計画に基づく生産性向上の実現のための臨時措置法の革新的データ活用（仮称）のうち次の要件を満たすものをいう。

① 次のいずれかに該当すること。

- イ 他の法人若しくは個人が収集若しくは保有をするデータ又は自らがセンサーを利用して新たに取得するデータを、既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること。
- ロ 同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること。

② 次の全てが行われること。

- イ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データの継続的かつ自動的な収集及び一体的な管理
- ロ 上記①イの各データ又は上記①ロの各データ同士の継続的な連携及び分析ハ 上記ロの分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示

③ 上記②イからハまでを行うシステムのセキュリティの確保等につきセキュリティの専門家が確認をするものであることその他の要件を満たすこと。

3 租税特別措置の適用要件の見直し

●大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他一定の税額控除※の規定を適用しないこととする。
(3年間の措置) ※対象となる税額控除：特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置
租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加している(当期所得金額>前期所得金額)にも関わらず、賃上げと国内投資のいずれもほとんど行わない(対前年度賃金引上げ率≤0%かつ国内投資≤当期の減価償却費の1割) 大企業については、「研究開発税制」等の租税特別措置の一部について、その適用を行わない
大企業が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。ただし、その所得の金額が前期の所得の金額以下の一定の事業年度にあっては、対象外とする(所得税についても同様とする。)

- ① 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。
- ② 国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること。

(注1) 上記の「大企業」とは、中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)又は農業協同組合等以外の法人をいう。

(注2) 一定の税額控除は、次の制度の税額控除とする。

イ 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)

ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)

ハ 情報連携投資等の促進に係る税制(上記(2))

(注3) 所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とするほか、必要な調整を行う。なお、受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入等は調整を行わない。

(注4) 一定の事業年度からは、設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度を除く。

(注5) 平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額は上記(1)(注4)と同様とし、その計算の基礎となる継続雇用者がいない場合には上記①の要件は満たすものとする。

(注6) 国内設備投資額及び減価償却費の総額は、上記(1)(注5)と同様とする。

4 中小企業における所得拡大促進税制の改組

●中小企業における持続的な賃上げを促す観点から、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講ずる。(3年間の措置)

●さらに、高い賃上げを行い、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、税額控除率を上乗せ。

中小企業における賃上げの促進に係る税制

【要件】①賃金引上げ率対前年度1.5%以上

②賃金引上げ率対前年度2.5%以上かつ教育訓練費(前期の1.1倍以上)等

【税額控除】(控除上限：法人税額の20%)①→賃上げ額の15%の税額控除 ②→賃上げ額の25%の税額控除

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができることとする。この場合において、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする(所得税についても同様とする。)

① 平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2.5%以上であること。

② 次のいずれかの要件を満たすこと。

イ 教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であること。

ロ その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。

(注1) 上記の「中小企業者等」とは、中小企業者又は農業協同組合等をいう。なお、中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く。

(注2) 上記(1)の制度との選択適用とする。

(注3) 上記(1)の(注1)から(注4)までは、上記においても同様とする。

5 法人税における収益の認識等の見直し 法人税における収益の認識等について、次の措置を講ずる。

① 資産の売却若しくは譲渡又は役務の提供(以下「資産の売却等」という。)に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、原則として、その売却若しくは譲渡をした資産の引渡しの際における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることを法令上明確化する。この場合において、引渡しの際における価額又は通常得べき対価の額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合の価額とする。(注) 資産の売却等に係る収益の額を実質的な取引の単位に区分して計上できることとするとともに、値引き及び割戻しについて、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除することができることとする。

② 資産の売却等に係る収益の額は、原則として目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを法令上明確化する。

③ 資産の売却等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って上記②の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、上記②にかかわらず、当該資産の売却等に係る収益の額は、原則として当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを法令上明確化する。

④ 返品調整引当金制度は、廃止する。なお、平成30年4月1日において返品調整引当金制度の対象事業を営む法人について、平成33年3月31日までに開始する各事業年度については現行どおりの損金算入限度額による引当てを認めるとともに、平成33年4月1日から平成42年3月31日までの間に開始する各事業年度については現行法による損金算入限度額に対して1年ごとに10分の1ずつ縮小した額の引当てを認める等の経過措置を講ずる(所得税についても同様とする。)

⑤ 長期割賦販売等に該当する資産の売却等について延払基準により収益の額及び費用の額を計算する選択制度は、廃止する。なお、平成30年4月1日前に長期割賦販売等に該当する資産の売却等を行った法人について、平成35年3月31日までに開始する各事業年度について現行の延払基準により収益の額及び費用の額を計算することができることとするとともに、平成30年4月1日以後に終了する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延割賦利益額を10年平均等で収益計上する等の経過措置を講ずる(所得税についても同様とする。)

(注) ファイナンス・リース取引並びに関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定の対価については、現行どおりとする。

⑥ その他所要の措置を講ずる(所得税についても同様とする。)